

# 龍ヶ崎市ジャンボタニシ防除対策事業補助金 (令和8年作付けに向けた取組が対象です)

ジャンボタニシの生息域が市内全域に拡大することを防止するため、  
ジャンボタニシ防除の取組を一体的に行う農家に対して、その取組に係る経費について最大3年間助成します。この補助事業は、短期間に集中した防除対策を推進するものです。

## 対象者

- ・龍ヶ崎市に住所を有する者
- ・補助事業（裏面参照）を継続して3年間実施する意思を有する者

## 補助金額

10aあたり

9,000円

（1対象農地につき年1回の交付）

## 対象農地

下記のいずれにも該当する農地

- ①農地法に規定されている農地台帳に記録されている龍ヶ崎市内の農地
- ②ジャンボタニシが生息している農地  
(生息している可能性が高いと市長が認める農地を含む)
- ③自作地または借受地  
(借受地は、中間管理事業又は農地法第3条第1項の規定に基づく貸借であるもの)

## 事業の流れ

新規申請受付期限：令和8年2月20日まで

- ①市への事前連絡： 事業の活用を検討される方は、補助事業に着手する前に市へ連絡をし、申請書類の作成にあたってください。
- ②交付申請・決定： 作成した書類一式を提出してください。審査後に交付が決定されます。※交付決定後に事業着手すること。
- ③事業の着手及び取組の記録： 申請内容に基づき、防除対策の取組を実施してください。また、取組の記録を残してください。
- ④実績報告・額確定： 事業の完了後、実績報告書類一式を市に提出してください。審査後に額が確定されます。
- ⑤補助金の請求・交付： 額の確定を受けたら、請求書を提出してください。審査後に補助金が交付されます。

### 1. 必須対策事業

下記事業のいずれも実施すること

#### ①冬季の耕うん

1月及び2月に耕うん作業を3回実施する

#### ②春季の石灰窒素散布

4月及び5月のうち水温が17度以上になる時期に  
石灰窒素を散布する

### 2. その他の一体的対策事業

下記事業のいずれか1つ以上を選択し、実施すること

- ・水路の泥上げ： 1～2月に泥上げを実施する
- ・農業機械の洗浄： 作業後、補助対象農地以外の場所へ移動する前に機械の洗浄を徹底する
- ・水路からの侵入防止： 取水口・排水口にネットや金網を設置する
- ・捕殺： ほ場内・水路にトラップを設置する
- ・水路での殺卵： 水路の壁などについている卵塊を水中に落としたり、押しつぶしたりして殺卵する
- ・浅水管理： 水深4cm以下の管理を移植後3週間行う
- ・その他の取組

地域全体で防除対策を行うことで、より防除効果が高くなります。ぜひ、地域一体となった防除対策にご協力ください。

詳しくはお問い合わせください！



問い合わせ先

龍ヶ崎市 農業政策課  
農業総務グループ

TEL:0297-64-1111（内線：411）



- ・交付には上記の他にも一定の要件があります。